

入札説明書

- 1 入札物件の詳細は、車両台帳をご覧ください。
- 2 入札参加者は、本説明書を熟読の上、入札してください。
- 3 入札参加者は、入札に関し市の担当職員の指示に従ってください。
- 4 入札は、所定の入札書により封書にて提出（郵送）してください。
- 5 入札書は、入札者の住所、氏名（法人にあつては、商号名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。
- 6 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格がない者（ア～クのいずれかに該当する者）のした入札
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - イ 政令第167号の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していない者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
 - エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請がある者
 - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体に属する者
 - (2) 予定価格に達しない入札
 - (3) 一物件の入札で2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (4) 入札書に記載した金額を訂正しているもの

- (5) 入札書の入札金額及び氏名（法人にあつては、商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が識別しがたいもの
 - (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正行為があつた者の入札
 - (7) 公告書又は本説明書に記載された事項に違反した入札
 - (8) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかつた者の入札
- 8 入札書の開札は、指定する時間及び場所において公開により行います。
- 9 落札者は、開札の結果、市の最低売却価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる入札者が同価格で2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を定めます。
- 10 落札者が、落札決定の日から起算して7日以内に売買契約（議会の議決を要する契約については、仮契約）を締結しない場合は、その落札は無効となります。
- 11 落札者は、売買代金を、市が交付する納入通知書に記載された期限までに納めなければなりません。
- 12 車両の引渡しは現況のままとし、引渡し後の車両に係る一切の瑕疵については、当市はその責任を負わないものとします。
- 13 落札者は、車両の引渡し費用（名義変更手数料、法定費用等）を負担するものとします。
- 14 落札者は、我孫子市役所公園緑地課において車両の引取が可能な者とし、「使用の本拠地」の位置する自治体において仮ナンバーの交付を受けた上で運転するか、車載用トラック等により搬送する必要があります。引渡し時の状態では公道を走行できませんので注意してください。